

(別紙)

児童生徒等又は教職員に新型コロナウイルス感染症の感染が判明した場合等の対応について

1 児童生徒等又は教職員の感染が判明した時の対応について

○県教委へ電話で報告

- ・児童生徒等の場合・・保健体育課健康づくり推進室 (0852-22-5425) へ
- ・教職員の場合・・・・学校企画課企画人事スタッフ (0852-22-5411) へ

○情報管理の徹底

- ・基本的には、管理職、その他一部の関係者のみで情報共有すること。

○保健所と連絡をとり、学校関係者の積極的疫学調査の実施の有無、及び濃厚接触者の特定・行動制限についての見解・助言を受ける。

○感染者の学校内での行動履歴をできるだけ把握するよう努め、接触者のリストを作成するなど、感染拡大防止の対策をとる。

2 感染者の行動履歴から、学校での感染拡大のリスクが高いと判断される場合の対応について

(児童生徒等の登校時間帯の場合)

○臨時職員会議でその後の対応について情報共有

- ・状況に応じ、当日の授業は途中で打ち切ること。(学校の一部の臨時休業を実施する場合は、当該臨時休業を行う学年又は学級等のみ)
- ・臨時休業の実施方針を速やかに県教委（学校企画課企画人事スタッフ）に報告する。
- ・児童生徒等（当日欠席者を含む）への連絡事項について全教職員で確認すること。

○終礼（クラス又は一斉放送）で児童生徒等に周知

- ・緊急連絡方法を確認し、臨時休業の期間、期間中の留意事項、期間中の家庭学習、感染者の人権への配慮、その他について周知すること。
- ・部活動は状況に応じて禁止し、当日はできるだけ速やかに帰宅させること。(学校の一部の臨時休業を実施する場合は、当該臨時休業を行う学年又は学級等のみ)

○当該児童生徒等の検査後療養期間中の学習支援についての情報共有

- ・クラス担任、教科担任等関係者で感染者の個人情報を共有する。
- ・当該児童生徒等及び保護者に療養期間中の学習支援について連絡するとともに、必要に応じて教材や端末を自宅に届けるなどの配慮をする。

(児童生徒等の登校時間帯以外の場合)

○一斉メール等により必要事項を児童生徒等及び保護者、教職員に周知

3 積極的疫学調査を実施することになった場合の対応について

※保健所の積極的疫学調査実施の有無、範囲等の判断を受け、県教委と協議の上、臨時休業の期日・範囲を決定する

○臨時職員会議を開き、全教職員に情報共有

- ・緊急連絡体制について確認すること。
- ・感染が判明した児童生徒等又は教職員の人権への配慮を徹底するとともに、情報管理を徹底すること。

○一斉メール等による臨時休業の連絡

- ・臨時休業の期日・範囲、疫学調査の実施日時など必要事項を生徒・保護者へ周知する

○寄宿舎における対応

- ・寄宿舎生が濃厚接触者に特定される可能性があることから、基本的には寄宿舎を閉じず、寄宿舎の機能を維持すること。
- ・感染者と濃厚な接触があったと考えられる寄宿舎生とそれ以外の寄宿舎生との接触の機会をなくすよう配慮すること。

4 校内の消毒について

○消毒実施にあたっての準備

- ・感染者が活動した範囲でよく触れた場所や物品を把握し、消毒が必要な場所を特定すること。
- ・校内を消毒する人員を把握すること。
- ・可能ならば、学校薬剤師に連絡し、消毒作業への指導・協力について依頼すること。学校薬剤師の現地指導の可否を確認し、可能であれば来校を依頼すること。
- ・消毒当日までに分担表を作成し、教職員に周知すること。
- ・消毒に関して、相談等あれば保健体育課まで連絡すること。

○校内（寄宿舎を含む）の消毒を実施

- ・実施前に消毒の手順、方法、注意事項及び消毒場所の確認をすること。
- ・体調不良者等は参加させないこと。

5 学校再開について

※積極的疫学調査を実施した場合、検査結果で陰性が証明された者は、翌日より登校可とする。
※臨時休業措置を取ったものの、積極的疫学調査の実施の必要がないと判断された場合は、速やかに学校を再開する。

○再開の期日を県教委に連絡する。

○臨時職員会議でその後の対応について情報共有

- ・学校再開後の授業や部活動等を行うにあたっての留意事項、その他について全教職員で確認する。

○一斉メール等により必要事項を児童生徒等及び保護者に周知

○臨時休業報告書を県教委へ提出

- ・感染症に係る臨時休業報告書（島根県高等学校規程 様式第5号）は、学校企画課企画人事スタッフへ提出する